

奈良県告示第百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成二十六年七月十日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町大字 飯貝	奈内共第二十二号 奈内共第二十三号 奈内共第二十四号 奈内共第二十五号	平成二十六年七月十日